

認可保育施設・学童保育所 5年度入所の申し込みを受け付けます



市の5年度認可保育施設・学童保育所入所の申し込みをそれぞれ受け付けます。
申し込まれる方は、受付期間や必要書類、注意事項などを十分確認の上、準備をお願いします。
※認可保育施設と学童保育所の受付方法や申請書類などは異なりますので、それぞれご準備ください。

認可保育施設 入所の申し込み (一次申請受付)

☎042・470・7745

子育て支援課保育・幼稚園係

市庁 (受入予定人数)

一次申請案内

予約フォーム

窓口申請

申請が必要です。

注意事項

- ▼4年度の入所申請をしている方も、5年度4月からの入所を希望する場合は、必ず再度申請してください。
- ▼4年度中の中入所申請も同時に行う方は、申請年度により申請書が異なりますのでご注意ください。

◎その他詳細については、市庁でご確認ください。

表 入所申し込み(一時申請)スケジュール

日程	内容
10月24日(月)	5年度「入園のしおり」配布・市庁公開開始
11月7日(月)	郵送・子育て支援課設置ポスト、マイナンバーカードでの電子申請受付開始
11月21日(月)	窓口申請予約(予約フォームまたは電話)受付開始
11月30日(水)	窓口申請予約受付終了
12月1日(木)	事前予約された方の窓口申請開始
12月5日(月)	一次申請終了 ※郵送の場合は同日消印有効
12月23日(金)	希望保育施設変更届、不足書類等提出期限
5年2月上旬(予定)	一次申請の利用調整結果通知送付

受付期間11月7日(月)～12月5日(月)

受付方法郵送、子育て支援課設置ポスト、マイナンバーカードを使用した電子申請、または同課窓口(市役所2階204会議室。予約フォームで要事前予約)で受け付け
※郵送は、受付期間内の日付の消印有効。書類不備があった場合は、電話でのお問い合わせや、書類を返送する場合があります。

受入予定人数11月7日(月)に子育て支援課窓口、市庁で公開予定

入所対象5年4月1日時点で0歳(生後57日以降)～5歳のお子さん

申請対象就労や病気などによりお子さんの保育ができない保護者の方
※就労などの従事時間の条件があります。詳細は市庁でご確認ください。

提出書類①東久留米市子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書、②確認票、③健康状況等調査書(申請児童1人につき1枚必要)、④就労証明書またはその他保育の必要性を証明する書類、⑤4年度住民税(非)課税証明書(4年1月1日現在、東久留米市民でなかった方のみ)

申請可能な保育施設生後57日目以降から受け入れ可能な施設は、公設民営保育園、私立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設です(公設公営保育園の受け入れ月齢は生後6カ月から)
※新たに入所を希望する方の他、5年度4月からの転所を希望する方も

学童保育所 入所の申し込み (一次申請受付)

☎042・470・7735

児童青少年課児童青少年係

市庁

学童保育

学童保育所は、放課後帰宅しても保護者の就労などで家庭で育成(監護)を受けられない児童を保護者に代わって専門職員が育成支援する施設です。

受付期間

- ▼12月1日(木)～3日(土)・5日(月)～7日(水)・10日(土)=午前8時半～午後5時
- ▼12月8日(木)・9日(金)=午前8時半～午後8時

受付方法児童青少年課窓口(市役所2階)、または郵送で受け付け
※郵送は、受付期間内の日付の消印有効。書類不備があった場合は、電話でお問い合わせや、書類を返送する場合があります。

入所対象市内の小学校、または市内在住で市外の小学校に在籍する5年4月に小学新1年～新6年生になる児童

申請対象就労や病気などにより家庭で児童の育成ができない保護者の方
※就労などの従事時間の条件があります。詳細は市庁でご確認ください。

提出書類①入所申請書、②保護者の状況を証明する書類(勤務証明書・病氣治療中は医師の診断書・その他の理由で家庭で監護ができない方はその理由がわかる書類)
※学童保育所費の減免を希望する方は、減免申請書に必要な書類を添付して提出してください(減免の要件などは市庁で確認してください)。

※5年度入所案内、入所申請書、勤務証明書の用紙などは、11月1日(火)から児童青少年課(市役所2階)、各学童保育所、市内保育園および幼稚園で配布します。また、同日に市庁でも公開します。

学童保育所費入所児童1人につき月額6,600円

延長育成料延長育成を利用する場合、延長育成料月額2,000円もしくは日額(1回)400円

注意事項

- ▼提出された書類を基に入所判定を行い、入所児童を決定します。希望者が定員を超えた場合はお待ちいただく場合があります。
- ▼入所は小学新1年～新3年生の児童を優先します。

その他二次申請受付期間は12月12日(月)～5年1月13日(金)、三次申請受付期間は5年1月16日(月)～2月28日(火)です。また、小学新4年～新6年生の高学年児童の入所申請受付期間は、12月1日(木)～5年2月28日(火)です。三次申請までの低学年児童の入所の可否を決定した後、高学年児童の入所の可否を決定します。

◎その他詳細については、市庁でご確認ください。

あなたとつくる まちのミライ vol.3

これからの公共施設についていっしょに考えよう

岡行政経営課 ☎042・470・7704

このシリーズでは、「公共施設マネジメント」の取り組みについてお知らせしています。

第1回と第2回では、公共施設にかかるお金や、人口減少・少子高齢化問題と公共施設の老朽化問題といった課題についてお知らせしました。

第3回目今回は、公共施設を取り巻く課題と、課題などに対してどういった方策が考えられるかについてお知らせします。

公共施設を取り巻く課題とは…

公共施設は、市民の皆さんが安全・快適に暮らせる生活環境を確保するために役立つものです。多くの市民に利用していただきたい一方、平成27年に実施した調査では、「過去1年間に公共施設(学校を除く)を利用していない」とする回答が80.2%と、高い割合を占めています。これまでにお知らせした課題に加え、この利用率の低さも、公共施設の課題の1つです。市の公共施設があまり利用されていないのは、なぜなのでしょう。

市民の皆さんの声は…

- そもそも利用する必要がない
- 施設の利用や利用できるサービスを知らない
- 利用料金などに不満がある
- 使いたい施設が住まいの近くにない
- 近隣市や都・国・民間の施設で同様のサービスが利用できる

せっかく市民の皆さんのためにあるのに、あんまり利用されていないなんて…

みんなが公共施設に求めることは？

それでは、市民の皆さんが求めている公共施設とは、どのような施設なのでしょう。

市民の皆さんの声は…

- きれいで居心地のいい施設が欲しい！
- 駅の近くなどにもっと公共施設が欲しい！
- 子連れでも利用しやすい施設が欲しい！
- そんなに多くの施設はいらないよ！
- イベントや集会をもっと企画してほしい！
- 高齢者と子どもが一緒に使える施設が欲しい！

みんなそれぞれ、公共施設に求めることはちがうだね！

課題や要望にどう対応したらいいの？

将来にわたって市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるためには、次のような方策が考えられます。例とともに見てみましょう。

方策 既存施設の統廃合や機能の複合化

例 A学校とB学校を統合し、新たにC学校として整備する。

方策 民間のノウハウ・資金の活用

例 施設を建てたり、維持管理・運営していく際に、民間の資金や能力を活用する(具体的にはPFI※、指定管理者制度、包括管理委託などの手法があります)。

※民間の資金やノウハウを活用して、公共施設の建設・維持管理・運営等を行う手法。質の高いサービスやコストの縮減が期待できる。

方策 施設や土地の売却・賃貸

例 閉鎖したA施設の跡地を売却したり、民間に貸し付けたりして、収益を公共施設整備のための基金に積み立てる。

方策 計画的な改修による既存施設の長期間利用

例 小さな不具合を放置し、かえって大がかりな改修が必要にならないよう、計画的に保全する。

方策 近隣市との公共施設の共同整備・運営

例 A市の図書館を近隣4市で整備・運営し、A市以外の3市の市民も利用できるようにする。

方策 類似機能をもつ民間施設の活用

例 公共施設として整備せず、民間で同じサービスを提供している施設に任せる。

方策 利用料金の引き上げ

例 よりよいサービス提供のため、利用する際に支払う料金を上げる。などがあります。

今まで通りの方法で、公共施設を取り巻く課題や、市民の皆さんが求めることに対応することは難しそうだね…



市の公共施設マネジメントに適した方策を研究して実行していく必要があるよ！

次回は… 広報5年1月7日号で、他市の先進事例などについてお知らせする予定です。

皆様のご意見をお聞かせください

将来に負担を残さないために、公共施設マネジメントは大切な取り組みです。市では、これからも情報提供に努めながら、市民の皆さんと一緒に考えていきます。アンケートフォーム (<https://logoform.jp/form/985h/106797>) から、皆様のご意見をお聞かせください。※ご意見への個別の対応はできかねますので、ご了承ください。



専用アンケートフォーム



市HP

公共施設マネジメントに関する情報は、市HP (<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/gyousaisei/1004653/index.html>) でご覧になれます。

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談
※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780
同センター医療機関案内専用ダイヤル ☎03・6732・8864
(いずれも24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

引き続き感染対策を意識し、人と人との距離の確保、手洗い・咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



市HP

新型コロナウイルスワクチン関連情報

岡市新型コロナウイルスコールセンター

☎042・420・7177(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

FAX042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

※詳細は市HPをご覧ください。



市HP



集団接種
予約サイト

◆接種間隔の短縮

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が短縮され、前回接種から3カ月経過した方が対象になりました。なお、オミクロン株対応ワクチン接種の対象者は、2回目の接種を完了した12歳以上の方です。また、オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは1人1回までとなります。

◆接種券の発送

予防接種済証・接種券が印字された予診票・各種案内を下表の通りお送りします。

接種券の発送時期

対象者	発送予定日
2回目・3回目の接種を6月1日～8月15日に行った方	11月9日(水)
4回目接種を8月1日～8月15日に行った方	

※接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

★予約受付中の集団接種日(オミクロン株対応)

予約の空きがある場合は随時予約を受け付けています。会場は各日程とも、わくわく健康プラザです。

①11月26日(土)

②11月27日(日)

◆乳幼児(生後6カ月～4歳)への接種

生後6カ月～4歳の方へのワクチンが厚生労働省で承認され、接種が行われることになりました。接種スケジュールなどの詳細が決まり次第、市HPや広報紙でお知らせします。

使用するワクチン 乳幼児用ファイザー社製ワクチン

接種回数 3回(通常、1回目接種から3週間後、2回目の接種から8週間後に接種可能)

接種場所 市内医療機関による個別接種

◆11月6日(日)に「予約なし接種」を実施します

対象 18歳以上で、市が発行する3回目接種券をお持ちの方

接種日時・会場 11月6日(日)午後2時半から、わくわく健康プラザ

受付時間 午後2時15分から

定員 30人(予定。接種できる人数には限りがあります)

持ち物 接種券が印字された予診票、予防接種済証、本人確認書類

注意 会場の状況により、受け付けから接種までに時間を要することがあります

国民年金 だより

11月は「ねんきん月間・11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」

と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。主な活動は次の通りです。

▼年金セミナーや年金制度説明会の実施
▼出張年金相談会の実施
▼日本年金機構公式ツイッターでのミニ講座の発信
▼日本年金機構HP内に「ねんきん月間」ページを設置

▼同HP内で、公的年金制度との関わり等について「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表
▼年金委員表彰式の開催
また、11月30日はご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」です。「ねんきんネット」では、ご自身の年金に関する情報をパン

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)」の支給について

岡市臨時特別給付金コールセンター ☎042・470・7863



市HP

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯あたり5万円を支給します(1世帯1回限り)。

■支給対象世帯(次の①・②の重複受給不可)

①令和4年度住民税均等割非課税世帯

基準日(4年9月30日)時点において、世帯全員の4年度住民税均等割が非課税である世帯

※次のような場合は対象外となります。

- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合(例＝「親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯」や、「子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯」など)
- ・令和4年から就職し、親(課税)の扶養から外れた新社会人(非課税)の単身世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合

②家計急変世帯

予期せず4年1月～12月の家計が急変し、同一世帯に属する者全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※次の理由による減収は予期しない減収の要件に該当しません。

定年退職による減収、年金が支給されない月の減収、事業活動に季節性があるもの等の通常収入を得られる時期以外の減収

■受給方法

①令和4年度住民税均等割非課税世帯

対象と思われる世帯に対し、市より「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」(以下、「確認書」)を送付します。届いた確認書の内容をご確認いただき、給付対象となる場合のみ、確認書に記入の上、必要に応じてその他提出書類を併せて、同封した返信用封筒により返信してください。なお、状況により、申請が必要な場合があります。

▼世帯全員が支給要件を満たしている場合(確認書の返信)＝対象と思われる世帯に対し、確認書を11月10日(木)より順次送付します。対象要件に合致していることをご確認いただき、給付対象となる場合のみ、確認書を記入の上、必要に応じてその他提出書類を併せて、同

封した返信用封筒により返信してください。

▼4年1月2日以降の転入者を含む世帯など、4年度市民税の情報が当市で確認できない場合(申請書の提出)＝給付金を受け取るには申請が必要です。申請書を入手し、必要事項を記入の上、添付資料を揃えて、申請・相談受付窓口(市役所1階会計課前特設ブース)に提出してください。郵送での申請を希望される方は提出書類を揃えて、下記の送付先へ送付してください。

※上記の世帯のうち、4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を当市で受給した世帯には、確認書を送付します。

②家計急変世帯

給付金の受給には申請が必要です。予期せず4年1月～12月の家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(4年1月～12月の任意の1カ月の収入を12倍し、その金額が住民税均等割非課税相当になるなど)に該当するか確認していただき、要件を満たす方は必要書類を揃えて申請・相談受付窓口(市役所1階会計課前特設ブース)に提出してください。郵送での申請を希望される方は、提出書類を揃えて下記の送付先へ送付してください。

送付先

〒203-8555、東久留米市本町3-3-1、臨時特別給付金担当

※申請書の入手方法など詳細については、市HPを確認いただくか、上記コールセンターにお問い合わせください。

※住民税非課税世帯か家計急変世帯のどちらの申請書類かを明記してお送りください。

■申請受付期間・給付時期

11月14日(月)～5年2月28日(火)(必着)

確認書または申請書を市に提出後、審査を経て支給となる場合は、振込日を記載した決定通知書を送付します。

■配偶者からの暴力(DV)等により避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方で、事情により4年9月30日以前に現在住んでいる市区町村に住民票を移すことができなかった方についても受給できる場合がありますので、上記コールセンターまたは申請・相談受付窓口までご相談ください。

用途地域等の一部見直しを進めています

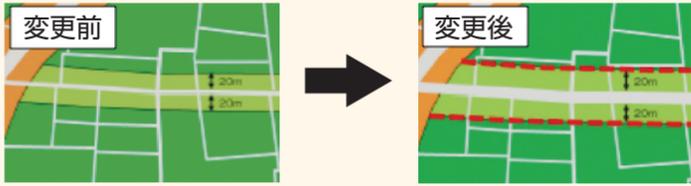
市では、平成16年度に用途地域等の一斉見直しを実施してから10年以上経過し、用途地域等の境界根拠としている地形地物(道路・河川・水路)などに変更が生じていることから、用途地域等(用途地域、容積率・^{けんぺい}建蔽率、高度地区、防火・準防火地域)の変更箇所の検討を進めてきました。

このたび、道路が拡幅された地区の沿道の用途地域等の変更や、第一種低層住居専用地域指定区域の容積率・建蔽率の変更などについて「用途地域等の見直し(素案)」を取りまとめましたので、変更の概要などについてお知らせします。

〒都市計画課土地利用計画担当 ☎042・470・7782、FAX042・470・7809

変更の概要

変更1 用途地域の境界の基準としていた道路が拡幅された地区



<変更地区>
A地区・B地区 (所沢街道沿道の一部)
C地区 (小金井街道沿道の一部)

変更2 第一種低層住居専用地域指定区域の一部変更

第一種低層住居専用地域(容積率60%・建蔽率30%)に指定している区域において、都市計画マスタープランにおける位置づけや道路状況を踏まえ、容積率を80%、建蔽率を40%にそれぞれ変更します。

<変更地区>
D地区・E地区 (六仙公園周辺地域)
F地区・G地区・H地区 (南町の一部地域)

変更3 特別用途地区の面積の見直し

特別用途地区の面積について、GIS(地理情報システム)により計測した面積へ変更します。区域の変更はありません。GISとは、位置に関するさまざまな情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術の総称です。

<変更地区>
I地区 (特別用途地区)

変更箇所案内図



変更内容一覧

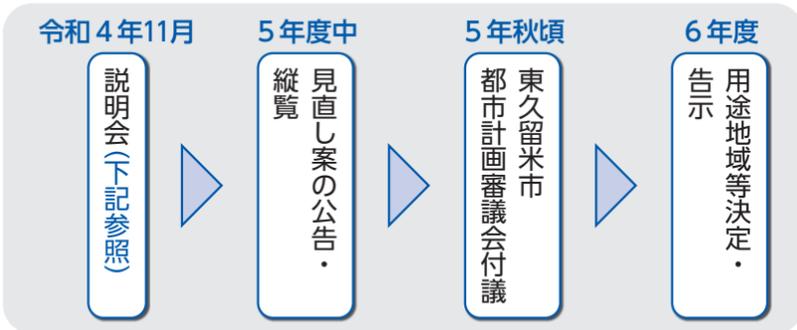
地区	地域	変更前						変更後							
		用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高さ(m)	高度地区	防火地域	日影	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高さ(m)	高度地区	防火地域	日影
A 所沢街道沿道の一部	下里一丁目 下里二丁目 下里五~七丁目 の各一部	一低	40	80	10	1高	-	3-2/ 1.5m	二中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m
		一中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m	二中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m
B 所沢街道沿道の一部 (交差部)	中央町五丁目 八幡町三丁目 前沢一丁目 の各一部	一低	40	80	10	1高	-	3-2/ 1.5m	二中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m
		二中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m	二住	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m
C 小金井街道沿道の一部	小山五丁目 の一部	一中	40	100	-	1高	準防	3-2/ 4m	二中	60	200	-	2高	準防	3-2/ 4m
D~H 六仙公園周辺 南町の一部地域	中央町三丁目 南町一~三丁目 の各一部	一低	30	60	10	1高	-	3-2/ 1.5m	一低	40	80	10	1高	-	3-2/ 1.5m

赤字：変更箇所

一低：第一種低層住居専用地域、一中：第一種中高層住居専用地域、二中：第二種中高層住居専用地域、二住：第二種住居地域
1高：第一種高度地区、2高：第二種高度地区、準防：準防火地域

地区	地域	変更内容
I 特別用途地区	前沢二~三丁目 南町三~四丁目 の各一部	※面積精査のみ (用途地域等に変更はありません)

見直しスケジュール



「用途地域等の見直し(素案)」などの説明会を開催します

申込不要

日時・会場 ※説明は各回同じ内容です。

- 11月15日(火)午前10時から・市役所7階703会議室
- 11月19日(土)午前10時から・西部地域センター3階第二・第三講習室(駐車場はありません)
- 11月17日(木)午後7時から・市役所7階701会議室
- 11月19日(土)午後2時から・南部地域センター2階講習室1・2(駐車場はありません)

「用途地域」とは

都市において、住居・商業・工業など種類の異なる土地利用が混じっていると、互いに生活環境の利便性が悪くなります。そこで、暮らしやすい住環境の保護や効率的な商業活動や工業活動をしていくため、都市計画において土地利用の内容(住居・店舗・工業など建物の種類や規模)を「用途地域」として定めています。「用途地域」は、大きく住居系・商業系・工業系に分けられ、全部で13種類あります。



(住居系の用途地域)

住宅の環境を保護するための地域
第一種・第二種低層住居専用地域
第一種・第二種中高層住居専用地域
第一種・第二種・準住居地域
田園住居地域

(商業系の用途地域)

商業の利便を増進するための地域
近隣商業地域
商業地域

(工業系の用途地域)

工業の利便を増進するための地域
準工業地域、工業地域
工業専用地域

建築の際の主なルール

●**建蔽率**
 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいいます。

$$\text{建蔽率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



●**高さ制限**
 市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められています。

●**容積率**
 建築物の延べ面積(おおむね建物の各階の床面積の合計)の敷地面積に対する割合をいいます。

$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
 ※延べ面積：各階の床面積の合計



●**防火地域・準防火地域**
 建物等の構造を制限する規制で、市街地における火災の危険を排除するために建築に使用できる材料の制限が定められている地域です。

住環境



生市活民

コンビニ交付事務手数料を減額します

市では、4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスに...

期間11月1日(火)～5年3月31日(金)
現在使用中の医療証の有効期間は12月31日(土)までです。引き続き助成を受けるためには、受給要件を満たしているかどうかを確認するため、現況届の提出が必要です。

現在使用中の医療証の有効期間は12月31日(土)までです。引き続き助成を受けるためには、受給要件を満たしているかどうかを確認するため、現況届の提出が必要です。

Table with 3 columns: 証明書の種類, 通常の事務手数料, 減額期間中の事務手数料. Rows include 住民票の写し, 印鑑登録証明書, 戸籍全部・個人事項証明書, 課税・非課税証明書, 納税証明書.

表 減額する事務手数料の一覧(1通あたり)



子どもと教育

児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

児童扶養手当

9月～10月分の手当を11月14日(月)に指定預金口座に振り込みます。

特別児童扶養手当

8月～11月分の手当を11月11日(金)に指定預金口座に振り込みます。

※利用金融機関によっては入金が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

児童扶養手当の認定を受けている方は、11月8日(火)に現況届を発送します。

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出を

現在使用中の医療証の有効期間は12月31日(土)までです。引き続き助成を受けるためには、受給要件を満たしているかどうかを確認するため、現況届の提出が必要です。

11月は児童虐待防止推進月間

身体的・性的・心理的虐待やネグレクトなどの児童虐待は、子どもに対する重大な権利侵害です。子どもを虐待から守るためには、親の立場より「子どもの立場が最優先」されなければなりません。

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止中の方も含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出の方は至急、児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

この届け出がない場合、1月期の手当を受けられませんが、提出がなくても、提出が必要ではありません。

所得が手当の支給基準を超えていると思われる方も提出が必要です。

11月は子供・若者育成支援推進強調月間

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体および関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。



高齢者福祉

交通事故などに遭った場合の治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になる場合の医療費は、被害者に過失のない限り、相手(加害者)が全額を負担することになります。

一方、国民健康保険に加入している方は、傷病届を提出いただくことで保険証を使用できる場合があります。

リハビリ専門職を派遣します

リハビリ専門職を派遣し、普段から取り組んでいる体操についてのアドバイスをお願いします。

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていますか。主催は生き生き健康の会。

認知症介護者家族会 第4回生き生き高齢者作品展 展示作品募集

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていますか。主催は生き生き健康の会。

認知症介護者家族会 第4回生き生き高齢者作品展 展示作品募集

認知症介護者家族会 第4回生き生き高齢者作品展 展示作品募集

表 地域包括支援センターの一覧

Table with 3 columns: 活動地域・お住まい, 担当, 問い合わせ. Rows include 上原・金山町・神宝町, 本町・幸町・中央町, 前沢四・五丁目.

表 第4回生き生き高齢者作品展規格

Table with 2 columns: 種目, 内容. Rows include 手工芸, 陶芸, 彫刻, 美術, 写真, 書道・ペン習字, 短歌・俳句・俳画, その他.



住環境

11月3日木曜のごみ収集

11月3日木曜は、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。

小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

ごみ対策 課042・473・2117(粗大ごみの申し込みは042・473・2118または市HP)

道路上に張り出した樹木の剪定をお願い

民有地の高木・生け垣・草木の一部の道路上への張り出しは、見通しを悪くし歩行者や車両などの通行の妨げとなります。また、高木などの張り出しは街灯を遮り、明かりが十分に届かなくなる場合もあります。

火災から尊い命を守る

11月9日(水)〜15日(火)は秋の火災予防運動の実施期間です。冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。

4年上半期に発生した市内の火災は20件で、出火原因は、1位が電気配線などのショート、2位がたばこ、3位がガス器具です。

◎住宅火災を防ぎましょう
「STOP!電気火災」
▼プラグをしっかりコンセントに差し込み、埃が溜まらないように点検、掃除

▼電源タップは決められた容量内で使用する▼電源タップのタコ足配線はしない▼電源コードは、家具などの下敷きにならないようにする

「STOP!たばこ火災」
▼寝たばこは絶対にしない▼吸殻を灰皿やごみ箱にためない▼吸殻を捨てる時は、必ず水をかける

「STOP!ストーブ火災」
▼ストーブで洗濯物の乾燥をしない▼ストーブの周りに布団や衣類などを置かない▼ストーブをつけたまま寝ないようにする

岡東久留米消防署予防課
火査係 ☎042・471・0119 (内線521)



お知らせ

11月12日〜25日は女性に対する暴力をなくす運動期間

内閣府では、毎年11月12

日〜25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動期間」と定めています。

◎あなたの望まない性的な行為は性暴力です
叩いたり、蹴ったり、あなたの身体を傷つけること

「自分は登録すべきなのか」といった疑問をお持ちの方、ぜひご参加ください。事前予約制。

◎悩んでいるあなたへ
性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

「インボイス制度が始まります。インボイス制度では、登録を受けた事業者(適格請求書発行事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。」

「11月23日水祝は終日市役所本庁舎を閉館します」
市庁舎内電気設備の点検などを行うため、館内は停電となります。

「就業構造基本調査」ご協力のお礼
広報9月1号でお知らせしました「令和4年就業構造基本調査」にご協力いただきありがとうございます。

職員募集
会計年度任用職員を募集します
児童青少年課で募集している職種、任用期間などは、左表のとおりです。

性暴力・性犯罪相談窓口
窓口名 電話番号など 受付時間
内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891 東京都は24時間対応(年中無休)

DV相談窓口
窓口名 電話番号など 受付時間
東久留米市生活文化課 042・470・7738 午前8時半〜午後5時15分

表 募集している職種、任用期間など
職種 勤務場所 任用期間 報酬など 募集人数 申込受付期間
① 児童厚生(会計年度任用職員・アシスタント職) 市内学童保育所 12月1日〜5年3月31日(5年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり) 時給1,102円 若干名 11月14日(月)まで

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

表 募集している職種、任用期間など
職種 勤務場所 任用期間 報酬など 募集人数 申込受付期間
② 児童厚生指導員(会計年度任用職員・専門職) ※産休代替職員 市内学童保育所 12月1日〜5年3月31日(5年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり) 月額20万8,980円 1人 11月14日(月)まで

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題をめぐるため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

教えて！ 介護と予防 毎日のフレイル予防で健康寿命を延ばそう

11月11日は、介護について理解を深める「介護の日」です。今号では、男性の社会参加(地域とのつながり)にスポットを当てた「フレイル予防」をご紹介します。

地域包括支援センターでは、公益社団法人東京都柔道整復師会と協力して、ご当地体操「わくわくすこやか体操」を男性のために月3回行うグループ「男組」を立ち上げました。

※フレイル(虚弱)とは=年齢とともに心身の活力(筋力や認知機能など)が低下して要介護状態になるリスクが高い状態で、健康と要介護の中間の状態です。



介護福祉課地域ケア係 ☎042・470・7777(内線2501~2503)

都立六仙公園 親子スポーツ教室

親子でコミュニケーションをとりながら、一緒に走って・飛んで・転がって子どもの基礎運動能力を身に付けます。

日 11月2日(水)午前11時～11時45分(雨天中止)
場 都立六仙公園(中央町三丁目)

対 2歳～4歳児(保護者とお子さん一緒に参加)
定 先着15組
費 2000円

持 タオル、帽子、飲み物
申 間 都立野川公園サービセンター ☎04222・316457

都営住宅入居者募集

募集の種類・対象

- ①世帯向け(一般募集住宅)
②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)
③居室内で病死などがあつた住宅

※①～③それぞれに申し込み資格がありますので、詳細は募集案内をご確認ください。

申 11月16日(水)までに(必着、募集案内に同封の申込書・封筒に必要事項を記入の上、郵送を。また、②のみオンライン申し込み可。11月16日(水)までに都営住宅入居者募集サイト内で申し込み完了したものを受け付け

募集案内の配布期間・場所

日 11月1日(火)～10日(土)
曜・日曜日、祝日を除く
場 都市計画課(市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター他

他 配布期間中は都住宅供給公社からも取得できます。

※11月3日(木)～5日(土)

6日(日)の3日間は、東京観光情報センター前(都庁第一本庁舎1階)で配布します(いずれも午前9時半～午後5時)

問 同公社募集センター
☎03・3498・8894(土曜・日曜日、祝日を除く)

※11月1日(火)～16日(水)
☎0570・010・810(土曜・日曜日、祝日を除く)



都住宅供給公社



都営住宅入居者募集サイト

ハロートレーニングを活用して就職につなげよう

ハロートレーニングは、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる職業訓練です。やりがい仕事はあるが経験やスキルがない「入社後すぐに役に立つ専門的・実践的なスキルを身につけたい」という方に訓練の受講は非常に効果的です。

受講料は原則無料。テキスト代などの自己負担あり。一部有料科目あり。
問 ハローワーク三鷹 職業訓練窓口 ☎0422・688200



湧水の妖精るるめちゃんの新イラストができました

東久留米市の地域資源をPRするキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」に、新しいイラストを追加しました。「湧水の妖精 るるめちゃん」のイラスト・ロゴは、使用承認を受ければどなたでも使用することができます。地域のイベントや地域資源のPRの際にぜひご活用ください。イラスト使用に係る条件や申請方法など、詳細は市庁をご覧ください。
問 産業政策課振興企画係 ☎042・470・7743



二十歳(はたち)のつどい

二十歳という人生の節目を迎えられた皆さんの新しい門出を祝福するため、「二十歳(はたち)のつどい」を開催します。民法改正により4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、市では、今までどおり20歳の方を対象とします。手話通訳あり。

日 5年1月9日(月・祝)。市立中学校の通学区域ごとに2回に分けて行います。▼1回目=午前10時半から、久留米・西・南中学校の通学区域の方 ▼2回目=午後1時半から、東・大門・下里・中央中学校の通学区域の方

※各回いずれも開始20分前から受け付け

場 生涯学習センター

対 平成14年4月2日～15年4月1日に生まれた方。案内状は、10月31日現在、市内に住民登録がある方に11月中旬に送付する予定です。市内にお住まいだった方で市外に転出された方も出席することができますので、市庁専用フォームよりお申し込みください

問 変更がある場合は市庁でお知らせします

問 市文化協会 ☎042・477・4700
または生涯学習課生涯学習係 ☎042・470・7784



市庁

市民伝言板

会員募集

- ◆カラオケ(ひまわりクラブ) = 日 月 2回。水曜日午前10時～正午 場 東部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,000円
◆大正琴(和会) = 日 月 2回。月曜・木曜 日 午前10時～午後4時 場 八幡町地区センター 他 費 入会金1,500円、会費月3,500円
◆居合術・棒術・合気武術(練心武友会) = 日 毎週日曜日午前11時半～午後1時50分 場 スポーツセンター 費 入会金3,000円、会費月3,000円
◆フラダンス(レイモミクラブ) = 日 月 2回。第2・第4日 曜日 午前10時～11時半 場 西部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,000円
◆脳トレーニング(あざみ) = 日 月 3回。第1・第3・第4日 曜日 午前10時～正午 場 浅間町地区センター 費 会費月300円
◆ユニカール東久留米 = 日 毎週水曜日 午前9時～正午 場 青少年センター 費 入会金1,000円、会費月500円

- ◆麻雀(八幡クラブ) = 日 第1月曜・第3日 曜日 午後1時～5時 場 八幡町地区センター 費 会費年1,200円
◆剣道(雅心剣友会) = 日 毎週土曜日 午後5時～7時と毎週日曜日 午前8時～11時 場 第五小学校 費 入会金900円、会費月1,000円
◆東久留米自然ふれあいボランティア = 日 月 4回。第2・第4・第5土曜および土曜に活動がない金曜日 午前9時～午後3時 場 市内の緑地保全地域などの雑木林 費 会費年1,000円
◆歌謡サークル(春江会) = 日 月 2回。火曜日 午後1時～4時 場 西部地域センター 費 会費月2,000円
◆着物・日本文化(和文化・南出千会) = 日 月 1回。金曜日 午後1時半～4時 場 成美教育文化会館 費 会費1回1,000円
◆二胡教室 = 日 月 1回。火曜日 午後1時半～3時 場 市民プラザ会議室(市役所1階) 費 入会金1,000円、会費月2,000円
◆健康麻雀(草の実会) = 日 月 2回。水曜日 午後0時半～5時 場 滝山地区センター

- ◆整体ヨガ(リラックス健康体操(女性)) = 日 月 3回。日曜日 午後1時～3時 場 西部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,500円
◆ウクレレ(レレさんさん) = 日 月 2回。日曜日 午後1時～3時半 場 市民プラザ会議室(市役所1階)、生涯学習センター 費 入会金1,000円、会費1回500円
◆カラオケ練習(ウイング) = 日 月 4回。木曜日 午後0時40分～3時半 場 生涯学習センター 他 費 入会金1,000円、会費月2,000円
◆東久留米スマイル合唱団 = 日 月 2回。水曜日 午前10時～11時半 場 成美教育文化会館 費 入会金3,000円、会費月4,000円
◆太極拳(東久留米市武術太極拳連盟) = 日 月 1回。第3火曜日 午前10時～正午 場 わくわく健康プラザ 他 費 入会金1,000円、会費月1,000円
◆太極拳(結の会) = 日 月 2回。第2・第4日 曜日 午前10時～正午 場 西部地域センター 他 費 入会金1,000円、会費月1,600円

- ◆歴史を語る会 = 日 隔月1回。午後1時～3時 場 生涯学習センター 費 会費1回600円
◆第9回オータムコンサート(ASAmusic) = 日 11月12日(土) 午後4時半開場、5時開演 場 成美教育文化会館グリーンホール 費 3,000円(18歳未満1,500円)
◆書道・絵画展覧会(東京都美術館事前展覧会)(NPO法人国際書画交流会) = 日 11月22日(火)～25日(金) 午前10時～午後5時(22日のみ午後1時～5時) 場 成美教育文化会館
◆登校拒否・不登校・中退者の進路についての学習会(NPO法人オニバスの種・どじょっこの会) = 日 11月19日(土) 午後2時～5時 場 コムネハウス(前沢2-1-41) 費 参加費500円
◆滝山おじいさんおばあさん食堂(滝山おじいさんおばあさん食堂実行委員会) = 日 11月13日(日) 午前11時～午後2時 場 滝山中央名店会カフェアルゴ(滝山4-1-40) 費 参加費300円



家庭ごみなどの屋外焼却はやめましょう！

一般廃棄物(家庭ごみなど)を法令などで認められた焼却設備を使用せず焼却することは禁止されています。例えば、ドラム缶や一斗缶、ブロックや鉄板の囲いでの焼却などです。また、産業廃棄物も法令などで処理方法が定められていて、野外での焼却は禁止されています。

良好な環境を維持するため、ご協力をお願いします。

野外焼却をしないために

一般廃棄物や家庭ごみは、次のような方法で処理しましょう。

- ①自宅の落ち葉や剪定枝は敷地がある場合には埋め戻す
- ②燃やせるごみとして小出しに出す(剪定枝は電話予約により、ごみ対策課で回収します。ごみの出し方については同課☎042・473・2117)へ)

野外焼却の例外

一般廃棄物の野外焼却の禁止については、次のような例外事項があります。ただし、これらの例外事項の場合であっても、周辺の生活環境に配慮する必要があります。

▼伝統的行事、風俗慣習的行事のための焼却行為

- ・お焚き上げ
- ・お祭りなど

▼学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為

- ・キャンプファイヤーなど

▼市長が特にやむを得ないと認める焼却行為

- ・災害時の応急対策のため
- ・樹木や農作物の病害虫の防除など農業を営む上で行わざるを得ないものなど

また、上記の例外事項に該当する場合でも、周辺からの通報や苦情が発生した場合、現場での指導の対象になります。やむを得ず焼却禁止の例外行為を行う場合は、次の事項を順守してください。

- ①枝木や落ち葉はよく乾燥させる
- ②量は必要最低限にする
- ③時間は極力短くする
- ④天候、風向き、時間帯を考慮する

☎環境政策課☎042・470・7753



ポイ捨てやめよう！きれいな街に ～環境美化は身のまわりから～

市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」により、市民・事業者の皆さんとともにまちの美化活動に取り組んでいます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■ポイ捨てなどの防止

たばこの吸い殻・使い終わったマスク・空き缶・ペットボトルの投げ捨てのほか、ペットのふんを放置するなどの行為を禁止しています。

■路上喫煙の規制

路上で喫煙をする場合は、携帯灰皿の使用をお願いします。特に人通りの多い東久留米駅周辺は終日、路上喫煙禁止区域に指定しています。この区域での喫煙はご遠慮ください。

同禁止区域は下図のとおりです。路面上には2種類のシールなどで表示しています。

歩きたばこは危険です。絶対にやめましょう。

☎環境政策課☎042・470・7753



ゲートキーパー養成講習 ほっとするまち講座

～あなたも誰かのゲートキーパー～



市HP
(ほっとするまち講座)

ゲートキーパーをご存じですか

「ゲートキーパー」とは、周りの人のこころのサインに気づき、声をかけ、話を受け止め、必要に応じて相談機関につなぐなど、誰かのこころを支えている人で、「いのちの門番」とも言われています。これは、誰もが人間関係を築いていく中でしていることで、特別なことではありません。

「ほっとするまち講座 ～あなたも誰かのゲートキーパー～」

健康課では、「ほっとするまち講座」としてゲートキーパー養成講習を開催します。周りの人が悩んでいる時にあなたができることについて一緒に学びませんか。「これから何か始めたい」という方、ぜひご参加ください。

☑会場内右表のとおり

☑市内在住の方

定①会場(対面)参加=先着25人 ※初めての方で3日間通して参加できる方を優先

定②オンライン参加(1日目のみ)=先着50人

☑11月1日(火)午前9時～15日(火)午後5時にオンライン申請にて受け付けます(定員に達し次第、受け付けを終了します)。市HPの「ほっとするまち講座」のページにアクセスしてお申し込みください

☑対面参加の場合のみ、手話通訳などの配慮が必要な場合は、申し込みフォームにご記入ください

☎健康課☎042・477・0022

スケジュール		定員
1日目	<p>日時・会場 11月19日(土)午後1時半～4時半・市役所7階701会議室</p> <p>内容 ◆こころの健康づくりについて 講師：落裕太氏(東久留米市精神科医) ◆ゲートキーパー講習 講師：遠田諭氏(東京都公認心理師協会公認心理師)</p>	<p>オンライン参加(1日目のみ)先着50人</p> <p>会場参加(3日間)先着25人</p>
2日目	<p>日時・会場 12月3日(土)午前9時半～午後0時半・わくわく健康プラザ1階講堂</p> <p>内容 ◆知って安心 セーフティネット～市の制度を紹介～ ・生活困窮者の支援について ・精神障害者の制度について ・DV被害等の相談について ・高齢者のための総合相談窓口(地域包括支援センター)</p>	
3日目	<p>日時・会場 12月10日(土)午前9時半～午後0時半・わくわく健康プラザ1階講堂</p> <p>内容 ◆ゲートキーパー講習【実践編】～ロールプレイで体験してみよう～ 講師：遠田諭氏(東京都公認心理師協会公認心理師) ◆地域活動の紹介～実践者から話を聞こう～ 下記の団体で活動に関わっている方から話を聞きます。 ・健康づくり推進員 ・民生委員 ・シニアアシスト・おもいやり(高齢者疑似体験など) ・東久留米国際友好クラブ(外国人の日本語教室や交流など)</p>	

気づいていますか？こころのサイン

健康課では、自殺予防啓発パンフレット「気づいていますか？こころのサイン～あなたのこころを支えるハンドブック～」を作成しています。

自分や周りの人の気持ちやからだの変化、お金、家族、仕事などについて、いま悩んでいる方に向けたパンフレットで、こころのサインに気づいた時のメンテナンス方法や悩んでいる方が相談できる相談窓口などを紹介しています。

あなたやあなたの周りの人が悩んでいる時や、こころのサインに気づいた時に、ぜひご活用ください。

パンフレットは、福祉総務課・障害福祉課・介護福祉課など(市役所1階)、児童青少年課など(同2階)、健康課(わくわく健康プラザ内)で配布しています。また、市HPからも取得できます。

☎健康課☎042・477・0022



市HP

